

物件番号(1)

(東三蒲字相堀田)

令和7年度一般競争入札による 周防大島町有地売却のご案内

入札に参加される方は、この案内書をよくお読みいただき、内容を把握した上で、ご参加ください。

周防大島町総務部財務課

【申込み・問合せ先】

周防大島町総務部財務課

周防大島町大字小松126—2（大島庁舎2階）

電 話 0820-74-1006（直通）

FAX 0820-74-1016

— 目 次 —

1. 周防大島町有地の売払いについて（ご案内）	1
2. 入札に関する注意事項	3
3. 契約に関する注意事項	6
4. 物 件 説 明 書	10
5. 様 式	
一般競争入札参加申込書	13
暴力団排除に関する誓約書	14
入札保証金返還請求書	15
代表者選任届	16
委 任 状	17
入 札 書	18
入札書の記入について	19
入札書の封筒について	20

周防大島町有地の売払いについて（ご案内）

1. 財産の概要

* 詳細については、「物件説明書」（10頁）をご覧ください。

区分	所在地	地目	数量	最低入札価格
土地	周防大島町大字東三蒲字相堀田 822 番 1	宅 地	440.27 m ²	5,107,000 円

2. 現地説明会の開催

入札に先立ち、現地の状況や境界等について、また、入札の実施方法や契約手続等についてご説明するための現地説明会を開催します。

現地説明会日時
令和7年4月30日（水） 10時00分～11時00分

※お手数ですが、現地説明会に参加を希望される方は、次の日時までにご連絡をお願いします。

参加連絡 …4月28日（月）正午まで

電話番号 …0820-74-1006（財務課）

3. 入札参加の申込

この入札に参加を希望される場合は、事前の申し込みが必要です。

なお、入札参加資格の確認のため、申込みを受けた情報の一部を警察署へ提供します。

【必要書類】

- ・一般競争入札参加申込書 …13頁
- ・暴力団排除に関する誓約書 …14頁
- ・市区町村で発行する印鑑証明書（法人にあつては法務局で発行）
- ・市区町村で発行する納税証明書（滞納がないことを証する証明書）
- ・市区町村で発行する身分証明書（法人にあつては登記簿謄本の写し）
- ・必要に応じて「代表者選任届」 …16頁

【受付期間】

入札参加受付期間	受付場所及び時間
令和7年4月30日（水）から 令和7年5月13日（火）まで ※閉庁日（土・日曜日及び休日）は受付 を行いません。	【場所】周防大島町小松 126-2 周防大島町役場 財務課 【受付】午前8時30分～午後5時15分 ※郵送による申込の場合は「簡易書留郵便」 とし、次へ送付してください。 〒742-2192 周防大島町大字小松 126-2 周防大島町役場 財務課 ※受付期間内の消印有効とします。

4. 一般競争入札参加決定通知書の送付

入札参加の受付後、入札参加資格等を確認した後日、「一般競争入札参加決定通知書」を交付（送付）します。

本通知は、入札当日に必要となります。

5. 入札保証金の納付

入札までに入札保証金を納付してください。

入札保証金	納付期限
最低入札価格の5パーセント以上に相当する金額をあらかじめお預かりするものです。 【納付額】 最低入札価格 5, 107, 000円 × 5% = 255, 350円	入札日当日に「領収書」の確認をしますので、それまでにご納付ください。 ※参照：6. 入札の実施日程

※納付のご案内については、一般競争入札参加決定通知書の送付時に同封します。

※落札されなかった方の入札保証金は、後日、指定口座に返還する手続きを行います。

6. 入札の実施日程

入札の実施日時及び会場は次のとおりです。

入札に参加できる方は、事前に申し込みされた方で入札保証金を納入された方のみです。

受付終了時間までに入札会場に参集されない場合、辞退されたものとして取り扱います。

なお、「**入札に関する注意事項**」（3頁）を参照の上、当日ご用意いただくものを持参ください。

入札実施日	入札時刻	入札会場
令和7年5月27日（火）	【受付】 午前 9 時 30 分から 午前 10 時 00 分まで 【入札】 午前 10 時 00 分から	周防大島町大字小松 138-1 大島文化センター 2 階 第 4 研修室

7. 入札後の手続き

※詳細につきましては、「**契約に関する注意事項**」（6頁）をご参照ください。

ア 契約の締結

落札決定日から閉庁日を除き10日以内にご契約ください。

契約書に貼付する印紙代をご負担いただくことになります。

イ 契約保証金の支払

契約時には、契約金額の10%に相当する「契約保証金」が必要となります。

ウ 契約代金の支払い

契約を締結された日から閉庁日を除き30日以内にお支払ください。

エ 土地の登記等

登記手続きは町で行います。

登記手続き自体についての手数料は不要ですが、登記の際に必要な登録免許税等は購入された方のご負担となります。

オ 契約額（落札額）等の公表

契約額（落札額）及び落札者は、公益性の観点から公表する場合があります。

8. その他

入札が不調になった場合、次回の一般競争入札による処分手続きを開始するまでの間、申込み先着順により、本ご案内に準じて受付・審査を行い売却を進めます。

入札に関する注意事項

入札に参加される方は、以下の内容を熟読のうえ、入札してください。

1. 入札の流れ

入札は、次の順で行います。

①受付 → ②入札 → ③開札 → ④落札者の決定

2. 入札参加資格

周防大島町有地の一般競争入札は、日本国内に居住している成人の方であればどなたでも参加できますが、次の事項に該当する方は参加できません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (5) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づく暴力主義的破壊活動を行った団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (6) 前各号に該当する者から委託を受けた者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める者

3. 代理人等による入札について

原則として、入札に出席された方が財産の購入者（町との契約者）となりますので、入札に出席される方と財産を購入（契約）される方が異なる次のような場合には、入札に出席される方の権限を明らかにするための委任状が必要となります。「**5. 入札当日に用意いただくもの**」をご参照のうえ、ご用意ください。（入札書への記載も代理人の方の住所・氏名となります。）

- (1) 土地の購入者が法人となる場合で、従業員の方が入札に出席される場合
- (2) 土地を購入される方が入札当日に都合が悪く、代理人の方が出席される場合

4. 入札にあたって付す条件

入札する物件については、売買契約書において次の用途制限が付されますのでご注意ください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 売払物件に係る所有権移転登記の完了前に権利義務を第三者に譲渡すること。(2) 売買契約締結の日から 10 年を経過する日までの間、暴力団による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する者が利用すること。(3) 売買契約締結の日から 10 年を経過する日までの間、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員が利用すること。(4) 売買契約締結の日から 10 年を経過する日までの間、破壊活動防止法に基づく暴力主義的破壊活動を行った団体又は当該団体の役職員若しくは構成員が利用すること。(5) 売買契約締結の日から 10 年を経過する日までの間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供する建物敷地として利用すること。(6) 第 2 号から第 5 号までに掲げるもののほか、売買契約締結の日から 10 年を経過する日までの間、町長が適当でないと認める者が利用すること。 |
|--|

なお、この用途制限の履行状況を確認するため、実地調査等を行うこと、また、違反した場合は違約金を請求することとします。（詳しくは「**町有財産売買契約書**」をご覧ください。）

5. 入札当日に用意いただくもの

(1) 入札に参加するすべての方にご用意いただくものは、次のとおりです。

- ア 一般競争入札参加決定通知書** …町が交付したもの
- イ 一般競争入札参加申込書（写）** …事前に提出された申込書に町の受付印を押印したもの
- ウ 入札保証金を納付した領収書**
- エ 入札保証金返還請求書** …15頁
- オ 委任状** …必要に応じて
- カ 入札書** …18頁

【入札保証金について】＊再掲

- 入札保証金とは、最低入札価格の5パーセント以上に相当する金額をあらかじめお預かりするものです。
本物件の入札保証金は、最低入札価格 5,107,000 円×5%=255,350 円としますので、入札受付までに納入してください。
- 落札されなかった方には、指定口座に入札保証金を返還する手続きを行います。

(2) 以下のものは、購入される方が個人であるか法人であるか、また、実際に入札に出席される方が本人であるか代理人であるかによって、ご用意いただくものが異なりますので、お間違えのないよう、以下の表を参考にしてください。

購入者	入札出席者	印鑑（実印）	印鑑証明書（注1）	権限関係の書類
個人	本人	本人の実印	（申込時に提出済）	不要
	代理人	代理人の実印	代理人の印鑑証明	委任状（注2）
法人	代表権者	法人の実印	（申込時に提出済）	不要
	代理人	代理人の実印	代理人の印鑑証明	委任状（注2）
共同購入	代表者	代表者の実印	（申込時に提出済）	（入札申込時に代表者選任届提出済）

注1 印鑑証明書は発行日から3ヶ月以内のものとしてください。

注2 購入者が個人の方で入札に代理人が出席される場合、又は、購入者が法人で入札には代表権のない方（従業員等）が出席される場合は、委任状（17頁）を次のとおり作成してください。

- ・委任者欄 財産を購入される方の住所及び氏名を記入し、押印してください。
- ・代理人欄 入札に出席される方の住所及び氏名を記入し、押印してください。
申込時に代理人の身分証明書の写しを提出してください。

6. 入札について

(1) 入札書について

入札書は、ご案内に添付しております所定の様式をご使用ください。

(2) 入札書の記入方法

ア 入札書には、入札出席者の住所、氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）を記入の上、押印してください。なお、代理人の方が出席されている場合は、代理人の方の住所、氏名を記入の上、押印してください。

イ 入札金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

ウ 入札金額は、公表している最低入札価格以上の金額を記入してください。

エ 記入に当たっては、黒色又は青色の万年筆又はボールペンを使用してください。

オ 一度記入した入札金額の訂正はできません。

金額の変更や訂正がある場合は、新しい入札書に書き直してください。

(3) 入札書の提出

ア 記入の終わった入札書は、入札書封筒に入れて封をして提出してください。

イ 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え、撤回を行うことはできませんので、提出前によくご確認ください。

(4) 無効な入札

次の入札は無効となります。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 指定の時刻までに提出しなかった入札

ウ 所定の入札書によらない入札

エ 入札保証金を納付しない者またはその金額に不足のある者のした入札

オ 入札者又は代理人の記名押印がない入札

カ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札

ク 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別し難い入札

ケ 入札金額を訂正した入札

コ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

サ 指定の日時までに事前申込をしなかった者がした入札

7. 開札及び落札者の決定等

(1) 開札

開札は、全員の入札書提出が終了するか所定の時刻が経過した後、その場でただちに行います。

(2) 落札者の決定

町が予め定める予定価格以上の額の入札のうち、最高額で入札された方を落札者としします。

なお、最高額が最低入札価格以上であり、その最高額で入札した者が2人以上ある場合（同額の場合）は、該当者においてくじ引きにより落札者を決定することとなります。

ただし、落札決定後、入札参加資格を有しない者であることが判明した場合は、その落札の決定は無効としします。

8. 契約の締結

(1) 契約締結期限

落札された方は、落札日から閉庁日を除く10日以内に町との間で町有財産売買契約を締結していただくこととなります。（詳細については、次頁の「**契約に関する注意事項**」を参照してください。）この期限までに契約を締結されない場合は、落札は無効となります。

9. その他

この「**入札に関する注意事項**」に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び周防大島町財務規則の定めるところによって処理します。

契約に関する注意事項

1. 契約書の書式

契約は、次頁の町指定書式により締結していただくこととなります。

2. 契約期限

契約は、令和7年6月9日（月）までに締結していただくこととなります。

3. 契約保証金

(1) 契約保証金の額

契約時には、落札価格の10パーセントに相当する額を、契約保証金としてお預かりすることとなります。

(2) 入札保証金の充当

この契約保証金には入札保証金を充当し、契約保証金と入札保証金の差額を契約締結時にお預かりすることとなります。

4. 契約代金の納期限等

(1) 契約代金の納期限

契約代金は、契約締結の日から閉庁日を除く30日以内にお支払いいただくこととなります。

(2) 契約保証金の充当

この契約代金には契約保証金を充当し、契約金額と契約保証金の差額を納期限までにお支払いいただくこととなります。

(3) 契約代金の納入方法

契約代金は、町の発行する納入通知書により、所定の金融機関からお支払いください。
なお、振込を希望される場合は、ご相談ください。

(4) 契約代金が納期限までに支払われなかった場合の取扱

契約代金が上記期限までに支払われなかった場合には、契約は解除されることがあります。
この場合、契約保証金はお返しできませんので、納期限には十分ご注意ください。

5. 契約に要する費用

契約書に貼付する印紙代は、購入された方のご負担となります。

6. 所有権の移転登記及び登記等

(1) 所有権の移転

土地の所有権は、契約代金が支払われた時点で町から購入された方に移転します。

(2) 所有権移転登記

登記手続きは町で行い、登記完了後、登記識別情報をお渡しします。

(3) 登記に要する費用

登記手続き自体の手数料は不要ですが、登録免許税、住民票の写し等その他の費用については、購入された方のご負担となります。

町有財産売買契約書(ひな形)

町有財産の売買について、売出人 周防大島町（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる財産（以下「本物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

区分	所在地	物件番号	地目	数量	備考
土地	周防大島町大字東三蒲字 相堀田 822 番 1	令和7年度 (1)	宅地	440.27 m ²	

（代金）

第2条 本物件の売買代金（以下「代金」という。）の額は、金□□□□□□円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金□□□□□□円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金（以下「契約保証金」という。）のうち、金□□□□□□円は、入札保証金を充当する。

3 契約保証金には、利息を付さない。

4 契約保証金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、契約保証金を代金に充当する。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。
この場合においては、甲は、契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（代金の支払）

第4条 乙は、代金のうち契約保証金を除いた金□□□□□□円を甲の発行する納入通知書により令和□□年□□月□□日（契約日から開庁日を除き30日以内）までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第5条 本物件の所有権は、乙が代金を完納したときに乙に移転するものとする。

（所有権の移転の登記）

第6条 乙は、前条の規定により本物件の所有権が甲から乙に移転した後、甲に対して当該所有権の移転の登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく当該登記を登記所に嘱託するものとする。

2 前項の登記に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

（本物件の引渡し）

第7条 甲は、本物件の所有権が甲から乙に移転した後、速やかに本物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

（遅延利息）

第8条 乙は、第4条に定める期日までに代金を支払わなかったときは、当該期日の翌日から代金を完納する日までの期間の日数に応じ、その未支払金額に年3パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（引渡し前の滅失）

第9条 この契約の締結の時から第7条の規定による本物件の引渡しが完了する時までの間において、天災地変その他甲又は乙のいずれの責にも帰することのできない事由によって、本物件が滅失し、甲がこれを引き渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本物件が種類、品質、又は、数量に関して契約内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(用途制限等)

第11条 乙は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなくて前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務等の違反に対する措置)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として乙に請求することができる。

(1) 第11条の規定に違反したとき 当該違反を確認した時の本物件の価額の10分の3に相当する金額

(2) 前条第2項の規定に違反して正当な理由がなくて同条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき、当該違反を確認した時の本物件の価額の10分の1に相当する金額

2 前項の違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第11条の規定に違反したとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、催告をすることなく本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」をいう。）が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(6) 前各号に該当する者の依頼を受けて契約を締結しているとき。

3 乙は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

4 乙は、甲が第1項及び第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第15条 乙は、甲が前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、本物件を甲が定める日までに乙の負担において原状に回復してその所在する場所において甲に返還しなければならない。ただし、乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本物件を現状のまま返還することができる。

(1) 本物件が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷したとき。

(2) 甲が本物件を原状に回復することが適当でないと認めたとき。

- 2 乙は、前項第2号に該当する場合で本物件が滅失し、又は損傷しているときは、本物件の減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により本物件を甲に返還するときは、甲が定める日までに本物件の所有権の移転の登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、甲が第14条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、本物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(代金の返還等)

第17条 甲は、この契約を解除した場合は、乙が既に支払った代金を乙に返還するものとする。この場合において、代金には、利息を付さないものとする。

- 2 甲は、この契約を解除した場合において、乙が既に支払った第8条の遅延利息及び第13条の違約金を乙に返還しないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その不履行が乙の責めに帰することができない事由であるときは、この限りではない。

(返還する代金の相殺)

第19条 甲は、第17条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき第8条の遅延利息、第13条の違約金、第15条第2項の減損額又は前条に規定する損害賠償額（以下「遅延利息等」という。）があるときは、返還する代金と遅延利息等の対等額をもって相殺するものとする。

(契約の締結に要する費用)

第20条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第21条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第22条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(所轄裁判所)

第23条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する山口地方裁判所とする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7 年 □□月 □□日

売払人 山口県大島郡周防大島町大字小松 126 番地 2
周防大島町長 藤 本 淨 孝

買受人 ○ ○ ○ ○ ○

物 件 説 明 書

物 件 番 号		(1)		最低入札価格		5, 107, 000円	
区分	所 在 地			地 目	数 量	備 考	
土地	周防大島町大字東三蒲字相堀田 8 2 2 番 1			宅地	440.27 m ²	登記面積	
土 地 の 形 状		ほぼ長方形。間口約 16m、奥行約 28m。未整地。					
接 面 道 路 の 幅 員 等		幅員約 6 m 舗装町道にほぼ等高に北東に面している。					
法令等に基づく制限	都市計画区域	都市計画区域			区域区分	非線引都市計画区域	
	用途地域	—			地域地区	—	
	建ぺい率	70%			容 積 率	200%	
	その他	・高潮と洪水の浸水想定区域に指定されている。					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—		
施設整備状況		施 設 名	事 業 所 名		電話番号	配管等の状況	
		上水道	柳井地域広域水道企業団		0820-25-0255	※上水道・下水道・電気を当該土地に引き込んでおりません。引き込みを行う場合は、各事業所へお問い合わせください。	
		下水道	周防大島町下水道課		0820-79-1014		
		電 気	*自由化につき任意				
交 通 条 件 自 然 的 条 件		・三蒲小学校まで 650m ・三蒲バス停まで 250m ・J R 大島駅まで 4.8 k m					
近 隣 地 域 の 地 域 的 特 性		・農地を介して住宅の散在する住宅地域。 ・国道 437 号沿いには商業施設等が立地している。					
備 考		・土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は、実施していません。 ・多少の土地の凸凹あり、雑草あり。					

物件番号	(1)	所在地	周防大島町大字東三蒲字相堀田 822 番 1
------	-----	-----	------------------------

案内図及び現地写真



物件番号

(1)

所在地

周防大島町大字東三蒲字相堀田 822 番 1

測量図等資料



求積表

地番	822-1				
測点	X _n	Y _n	ΔX	ΔX×Y _n	距離
K1	-227507.532200	4071.256700	0.074000	301.272996	15.178
A4	-227520.990000	4078.274300	-26.962200	-109959.247331	28.888
K2	-227534.494400	4052.737300	-0.074000	-299.902560	15.226
K3	-227521.064000	4045.564500	26.962200	109077.319162	29.038
			倍面積	-880.557733	
			面積	440.2788665	
			地積	440.27 m ²	
			坪数	133.18 坪	

引照点・境界点表

器械点 (T7)		後視点 (T6)
X座標	-227505.487400	-227511.792800
Y座標	4076.666400	4080.155500
方向角	151° 02' 31"	距離 7.206
境界点	観測角	距離
K1	98° 15' 07"	5.783
A4	23° 02' 12"	15.586
K2	68° 28' 43"	37.603
K3	92° 21' 19"	34.784

一般競争入札参加申込書

1 購入物件

物件 番号	(1)	所在地	周防大島町大字東三蒲字相堀田 822 番 1
----------	-----	-----	------------------------

この物件の処分に係る一般競争入札に参加したいので、周防大島町財務規則、一般競争入札による周防大島町有地売却のご案内及び現況を承知の上、下記のとおり申し込みます。

なお、本申請書及び添付書類全ての記載事項について事実と相違ないこと、並びに入札参加資格を有していることを誓約します。

令和 年 月 日

周防大島町長 藤 本 淨 孝 様

住 所 〒

名 前 電話番号 () -

(提出者名 :)

(連絡先 :)

(注)

- 自署で記入してください。法人等で自署できない場合は、提出者名を自署で記入してください。
- 申込みに当たっては、本書に必要事項をご記入の上、次の書類を添えて提出してください。
(3ヶ月以内に発行されたものに限りです。)
- ・個人の方が購入される場合…印鑑証明書、納税証明書(滞納がないことを証する証明書)、身分証明書、暴力団排除に関する誓約書
- ・法人の方が購入される場合…法人登記簿謄本の写し、納税証明書(滞納がないことを証する証明書)、暴力団排除に関する誓約書
- 複数の方が共同で購入される場合は「代表者選任届」を添付してください。

受 付 印	受付番号
※	※

※欄は記入しないでください。

暴力団排除に関する誓約書

☐私（個人の場合）
☐当社（法人の場合）
☐当団体（団体の場合） は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、役員等名簿を提出すること及び当該役員等名簿により当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

契約等の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- (6) 前記(1)～(5)に該当する者の依頼を受けていると認められる者

令和 年 月 日

周防大島町長 藤 本 淨 孝 様

住所（又は所在地）

氏名又は社名及び代表者名
（提出者名：

）

注）自署で記入してください。法人等で自署できない場合は、提出者名を自署で記入してください。

入札保証金返還請求書

令和 年 月 日

周防大島町長 藤 本 淨 孝 様

町有地売払いに係る一般競争入札の入札保証金について、返還事由が生じたとき、下記の口座へ還付してください。

入 札 者	住 所	〒 ー							
	氏 名 (法人にあっては社名及び代表者氏名)	⑩							
入札保証金額		金 円							
振込先金融機関			銀行・信用金庫 農協・労働金庫 ()					支店 支所 出張所	
預金種目		普通・当座		口座番号					
フリガナ									
口座名義人									

- 振込先口座については、入札者の口座を記入してください。
- 本請求書は、入札保証金の納入通知書兼領収証書とともに、入札日当日、受付に提出してください。
なお、落札者が納付した入札保証金については、契約保証金に充当するため返還いたしません。

代表者選任届

令和 年 月 日

周防大島町長 藤 本 淨 孝 様

私達は、この度、周防大島町所有の下記物件を共同買受するため、代表者として

(住所) _____

(氏名) _____

を選任し、入札に関する一切の行為を代表させます。
なお、債務は各自連帯して負担します。

記

1 共同買受しようとする物件

区分	所在地	地目	数量	備考
土地	周防大島町大字東三蒲字相堀田 822 番 1	宅地	440.27 m ²	登記面積

2 共同買受人

住 所	氏 名

(注)

- 共同買受人は、自署で記入してください。
- 印鑑証明書、納税証明書(滞納がないことを証する証明書)、身分証明書(3ヶ月以内の発行)、暴力団排除に関する誓約書を添付してください。

委任状

令和 年 月 日

周防大島町長 藤 本 淨 孝 様

委任者（委任した人）

住 所 〒 _____

名 前 _____ ⑩

注）法人の場合は、法人の住所及び法人名・代表者名

注）共同購入の場合は、代表者の住所及び氏名

私は、次の者を代理人と定め、下記物件に関する購入申込の権限を委任します。

代理人（委任された人）

住 所 〒 _____

名 前 _____ ⑩ 電話番号（ ） —

明治・大正・昭和・平成・令和

生年月日 _____ 年 月 日 生

（注）

- ・委任者欄 土地等を購入される方の住所及び氏名を記入し、押印して下さい。
- ・代理人欄 入札に出席される方の住所及び氏名を記入し、押印して下さい。
- ・代理人の印鑑証明書（3ヶ月以内の発行）を添付してください。
- ・代理人は、申込時に代理人の身分証明書の写しを提出してください。

記

物件 番号	(1)	所在地	周防大島町大字東三蒲字相堀田 822 番 1
----------	-----	-----	------------------------

入 札 書

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	物 件		町有財産売払い（土地）						
	所 在 地		周防大島町大字東三蒲字相堀田 822 番 1						

周防大島町財務規則、一般競争入札による周防大島町有財産売却のご案内及び現況を承知の上、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

周防大島町長 藤 本 淨 孝 様

住 所 _____

氏名又は社名
及び代表者名 _____ (印)

(注)

- ・数字は算用数字を使用し金額の頭に¥を記入してください。
- ・代理人が入札に参加された場合は、住所及び氏名は代理人（受任者）名で記入してください。
- ・登録印を押印して下さい。

～必ずお読みください～

入札書の記入について

- 1 記入に当たっては、万年筆又はボールペンを使用してください。
- 2 金額の記入は算用数字を使ってください。
- 3 最初の数字の前に、「〒」を記入してください。また、金額は必ず「円」の欄まで数字を記入してください。
- 4 金額の記入は、桁を間違えないようにご注意ください。
- 5 （本 人） 住所、氏名は印鑑証明書のとおりにはっきりと記入してください。
（代理人） 住所、氏名は委任状に記載されたあなたの住所、氏名をはっきりと記入してください。
- 6 （本 人） 印鑑は、必ず印鑑証明書と同じものを押印してください。
（代理人） 印鑑は、必ず委任状に記載されているものと同じあなたの印鑑を押印してください。

入札書の封筒について

封筒に次の様式にて、入札書を入れて封をして提出してください。

入 札 書	購 入 場 所	周防大島町長 藤本 淨孝 様
住 所	周防大島町大字東三蒲地内	
氏名又は代表		